

弁護士を活用した「いじめ予防授業」

～相手の立場になる。相手の気持ちになって考える。～



11月26日（木）、「弁護士を活用した『いじめ予防授業』」を、ゲストティチャーに、弁護士の小川先生と県教委の先生をお招きし行いました。

はじめに「トラブルを話し合いで解決する」のが弁護士の仕事、バッジには、自由と正義を表す「ひまわり」と、公平と平等を表す「天秤」がデザインされているとの話がありました。

次に「Aさんの写真を無断で送信、それを加工したものが拡散し、Aさんは嫌な思いをしている。このきっかけとなったのは誰のどんな行動？これは「いじめ」になる？」を具体的な事例として考え、意見交流をしました。

「いじめ」は、被害当事者がどう感じているかが重要。「心身の苦痛」を感じていれば、それは「いじめ」である。また、「いじめ」を行ってしまえば、法律的にはどうなるのか。などについて弁護士の立場での解説をお聞きしました。

最後に、「傷ついたAさんのために、あなたはどの行動するか。」を考える中で、

- ・見て見ぬふりをしない。
- ・一人で悩まず、誰かに相談する。

そして、

- ・許される「いじめ」はない！人の幸せを奪う権利は誰にもない！

ことを確かめることができました。